

令和2年5月19日

各部局長 殿

学 長

令和2年度前学期の授業の実施方針について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る緊急事態宣言が静岡県をはじめ全国の大半の地域で解除されたことを踏まえ、本学の本年度前学期の授業の実施方針を以下のとおりとしますので、各部局の教職員等に周知し、遺漏なく対応願います。

記

1. 対面授業の開始時期等

- (1) 6月5日(金)までの授業(第6回まで)については、全ての科目について引き続き在宅授業のみ実施する。
- (2) 6月8日(月)の第7回以降の授業から、3密対策等の感染防止対策が講じられていることを要件として、実施可能な科目・授業については、対面授業を一部開始するが、科目・授業によっては、前学期中、対面授業は行わず、在宅授業を継続する。
- (3) 対面授業を開始する科目・授業及び在宅授業を継続する科目・授業については、今後、各部局で検討を行い、5月29日(金)には、学務情報システム等を通じて、対面授業(在宅授業を併用する場合を含む。)を導入する科目・授業及び在宅授業のみを継続する科目・授業を学生に周知する。(その後、科目等の追加・変更があった場合には、その都度周知する。)

2. 対面授業の実施要件、在宅授業の継続等

- (1) 対面授業の実施可能の判断基準としては、「新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について」(令和2年5月15日新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部決定)に基づき、3密対策等の感染防止対策が講じられていることを要件とする。
- (2) 上記2(1)の要件が満たせない科目・授業は、対面授業は実施せず、在宅授業のみ実施可能とする。
- (3) 対面授業実施可能な場合でも、部局長の判断で、引き続き在宅授業を継続することが出来るものとする。

3. 各部局への依頼事項

各部局において、5月29日（金）までに、学務情報システム等を通じて、学生に以下のことを周知願います。また、周知の際は、下記の本件担当までその旨報告願います。（その後、科目等の追加・変更があった場合には、その都度周知及び報告願います。）

- ①対面授業（在宅授業を併用する場合を含む。）を導入する科目・授業（教室の割り振りや授業の実施形態・回数を含む。）
- ②在宅授業のみを継続する科目・授業

（参考）

「新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について」

（令和2年5月15日新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部決定）

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20200515_attention.pdf

【本件担当】

学務部教務課教育企画係

E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp